

平成 20 年 8 月 20 日

運営小委員会委員長殿

友永道子

本日の運営小委員会に出席できませんので、前回の運営小委員会では明確に意見を述べていなかった点について、書面により意見を述べさせていただきます。

【定時総会に報告事項として内部統制報告書と内部統制監査報告書を提出することが可能かという論点について、監査人側で問題となる事項】

- ・ 内部統制府令第7条において、内部統制監査報告書は、原則として、財務諸表監査における監査報告書と合わせて記載するものとされ、監査・保証実務委員会報告第82号においても一つの監査報告書として一体的に作成する方法を原則としている。内部統制府令第7条ただし書きにおいて、やむをえない理由がある場合にはこの限りではないとされ、第82号においてその場合には、一体的に作成する場合と同じ情報が監査報告書お利用者に提供されるように、同一の署名者によるそれぞれの監査報告書に、両監査が同時に行われたこと及び他方の監査報告書で表明した意見を記載することとしている。現在、監査人は、一つの監査報告書として一体的に作成することをのみを想定していると思われる。
- ・ 上記の監査報告書は、監査の対象となった財務諸表や財務報告が含まれる有価証券報告書及び有価証券報告書と併せて提出される内部統制報告書とセットで公表されることを前提に作成するものであり、開示書類と切り離して、あるいは開示書類の一部のみと併せて公表されることを予定していない。公認会計士監査がディスクロージャーの適正性を担保するものであることから、監査の対象となった開示情報と監査報告書とは常に一体として利用者に提供されなければならないからである。
- ・ 有価証券報告書及び内部統制報告書が監査人の監査報告書とともに、定時株主総会前に提出されておりEDINET上で公表されているのであれば、経営者がそのことに言及した上で内部統制報告書を定時株主総会に報告し、監査人の監査報告書の内容について述べることは可能と思われるが、有価証券報告書及び内部統制報告書の提出・公表前に、内部統制報告書と内部統制監査報告書のみを総会に報告事項として提出することには、監査報告書の利用上、重要な問題がある。したがって、有価証券報告書の早期提出を可能とすることが、総会報告事項とすることの前提として必要となると考える。